

第298回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第298回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成25年11月29日（金）14:35～16:14

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（国土交通省）
- 港湾、空港における発注者支援業務（国土交通省）

2. 事業評価（案）の審議

- 内水面漁業生産統計調査（農林水産省）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、佐藤専門委員

（国土交通省）

大臣官房技術調査課 高村室長、牧角課長補佐

土地・建設産業局地価調査課 小椋企画官

港湾局技術企画課 田中室長、宮田企画官

（農林水産省）

大臣官房統計部生産流通消費統計課 春日課長、権藤課長補佐 統計企画管理官 藤岡管理官
補佐

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第298回入札監理小委員会を開催します。

本日は、議題は3つございまして、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）、それから、2番目に、やはり国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項（案）、3つ目に農林水産省の「内水面漁業生産統計調査」の事業評価（案）について、この3つを審議いたします。

最初に、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）につきまして、国土交通省大臣官房技術調査課高村室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○高村室長 それでは、国土交通省の高村です。

私のほうから、来年度の実施要項（案）について簡単に御説明いたします。

お手元に資料A-4がございます。

今回の対象となります発注者支援業務等については、要項9つほど分かれておりますけれども、代表的なものとして、お手元の資料A-4に発注者支援業務の積算技術業務についての資料をおつけしております。この業務につきましては、平成23年度から市場化テストにかけておるといことでございますので、23、24、25、26ということで4年目に入ります。今回の実施要項（案）については、基本的には今年度実施しておるものと同じでございます。ですから、変わっておるところについて簡単に御説明申し上げます。

資料A-4の25ページをごらいただければと思います。25ページの（8）の3）「権利義務の譲渡」でございます。こちらについては、この夏頃にいろいろと御審議いただきましたけれども、平成22年7月の国土交通大臣の要請に基づきまして、旧建設弘済会等が発注者支援業務等からの計画的撤退を進めておるといことでございます。その計画的撤退を進める上に当たりまして、権利義務譲渡を行う場合の条件といひますか、そういったことをここに書かせていただいたといひでございます。

具体的には、権利義務譲渡を行う場合には、事業譲渡等を適切にかつ円滑に実施するために、専門家による第三者委員会を活用するといひこと。そこにおいて、譲受会社の評価・選定等において助言を受けるといひことにしたこと。それから、その過程については適切に記録保全いたしまして、当委員会の求めに応じまして、その資料については開示するといひことにさせていただいております。

26ページの②に、譲渡される業務の品質を確保するためにといひことで、条件をつけております。これについては、当省において、23年3月30日に既に考え方は示してございまして、それに基づくといひことで、譲受会社が競争参加資格要件を具備していること、または、具備することが確実であること。それから、2つ目の「・」ですけれども、譲受会社が旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されること。それから、3つ目ですけれども、譲受会社については、いわゆる公共サービス改革法に基づきます欠格

要件を持っているような会社ではないということでございます。これについては、先だって、9月20日、入札監理小委員会で御議論いただいたものと同じものをここに記入させていただいておるということでございます。

その他の点については、今年度のものの変更点はございません。

パブリックコメントを受けた変更点が若干ございます。お手元の資料A-2をご覧ください。資料A-2の横書きのところですが、まず1つめくっていただきますと、2/10ページのところに、No.でいくと4番ですが、ここに様式-10がございます。様式-10は、資料A-4の43ページでございます。ここの注3を追記しております。つまり、43ページに、配置予定の技術者について、実績を書いていくわけですが、この技術者は、場合によっては、業務量が急に増加したり、あるいは急な休暇とかということで、代わりの人間がやらなくていけない場合がある。そういう臨時的なものにまでここに記入するのは困難ということがございますので、ここには、定常的に業務に従事する担当技術者について記入するという、注記をしたということでございます。

それから、若干変わったところが、資料A-2のパブリックコメントのところですが、7/10の16番です。パソコンの性能が若干古かったものですから、パソコンの性能については最新のものに直した。

○石堂主査 ページ番号で8ページですか。

○高村室長 変わっていますか。申しわけございません。8ページですね。16番でございます。これはパソコンのスペックが変わったということでございます。

あとは、これもあんまり大した話ではないのですけれども、12/37ページの26番でございます。ここは、用語がちょっと古い用語を使っておりましたので、用語については最新のものに直したということございまして。

中身的にちゃんと明記したという意味では、一番最初に申し上げたところの3/37ページの4番の様式-10の注釈がそういう意味では明記したということが、中身的には変わったぐらいでございまして、そういう意味では全体としては、今年度のを踏襲しておるということでございます。

それから、業務が9つございますので、その内容について、概要を抜粋版ということで、資料A-3におつけしております。資料A-3に、この入札に参加する要件を書き並べさせていただいております。A-3の1ページ目については、積算技術、それから、工事監督支援、技術審査の入札参加資格でございます。入札参加資格のところを見ていただくと、この3つについては全て共通でございまして。例えば管理技術者の資格は、1級土木施工管理技術士、土木学会特別上級土木技術者などを並べております。そういう意味では、この辺りは既にいろいろ御指導もいただいて、これまでも経験したことない事業者が入って来れる形で間口はかなり広げた形になっているかなというふうに思っております。

めくっていただきまして、2ページ目には、同じく、河川巡視支援業務、それから、堰・排水機場等管理支援業務、ダム管理支援業務等がございます。こちらについては、先ほど

の条件に加えまして、管理業務ということで、中ほどの予定管理技術者のところを見ていただきますと、例えばダム管理支援業務については、さらに、条件として、河川法に基づきますダム管理技術技士、こういったものを当然資格としては認めるということで、間口が若干広がっているということでございます。

2枚ほどめくっていただきますと、4ページ目になりますけれども、これは河川許認可、道路許認可、それから、用地補償総合技術業務ということになっております。下の予定管理技術者のところを見ていただきますと、これも一番最初のものと同様のような資格を求めておりますけれども、さらに、河川許認可においては、河川法に基づきます河川監理員、これは公務員ということになりますけれども、こういった資格を持っている者、道路法についても、同様なものについては資格を認めております。用地補償については、業務の性質が若干違いますので、もう少し異なった形の業務経験を求めておるという形になっております。

簡単でございますけれども、説明は以上とさせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

今日ご覧のとおり、委員も2名ですので、私から御質問させていただきます。

今回、たくさんパブコメをいただいておりますということで、この要項にどう書くかということとは余り関係ない部分もございまして、見ている中で2つ3つ気になったのが、これは要項に関係する部分の1つは、発注スケジュールについて、3/37の5番、スタッフ社から出ているもので、要するに、3月に入ってから落札者決定で、その後の準備が大変だということを書かれている部分があるのですね。これはほかの案件でも、業者さんに与える時間と、それから、行政側が使う時間との引っ張り合いになると思うのですが、この辺は結構切実な要望なのではないかなと思っております。これはたくさん業務があるわけですが、この辺は、いま一つ、業者さんの立場に立っての御検討、そのスケジュールを業者の側に与える時間を拡大する方向での御検討は願えないものかなというふうに思った次第ですけれども、いかがですか。

○高村室長 そちらの件につきましては、以前からも要望としていただいております。まさに、今これをこの時期に要項を検討させていただいて、今からばたばたとそれぞれ募集を始めるわけでございます。前倒しの件で言いますと、どうしても政府の予算編成とある程度調和しますというか、来年度の事業量がある程度めどが立たないと前倒しができないということでありまして、入札公告辺りについては、前倒しは限界に近づいておると思っております。そういう意味では、その後の事務手続をできるだけ速やかにやることによって、ここでは回答ぶりとしては、「早期発注に努めます」ということを書いておりますけれども、できるだけ早い時期にお知らせできるように、これは我々の中での努力ということになるかと思っておりますけれども、予算の日程が限られている中で、決められている中で、できるだけ努力はしてまいりたいと、そのように思っております。

○石堂主査 コメントのところも、落札者の決定が2月下旬から3月中旬とありますと書

いてありましてね。これは恐らくコメントを寄せた方からいけば、せめて3月初旬とかそういうことを言いたかったのではないかなど。2月下旬は何の問題でもないけれども、3月に入るところがということだと思いますので、ここはいま一つ御努力をいただきたいなと思います。

それから、同じくコメントの中でパワハラに言及しているのが1件あったのですね。これに対して回答が、「御意見として承ります」で終わってしまっているのですが、これは今の時代ですから、こういう懸念があるよと言われたときに、「御意見として承ります」ではちょっとまずいのではないかなどという気がしまして。これはいわゆる内部通報の制度とか、世の中にも制度があるわけで、それを御紹介するような形ででも答えたほうがよかったのではないかなど。これは要項には直接関係ないことかもしれません。

それから、もう一つ、これは業者さんの側から見たら結構深刻だろうなと思ったのは、11/37ページに、歩掛りが現実と乖離しているという意見が出てくるのですね。これも、「今後も必要に応じて、実態調査等を行い、改正の必要性を検討してまいります」になっているのですが、業者の側がいわば体感として実態に合わないと言っていることからすれば、今後検討していきますという答え方はちょっと弱いのではないかなどという気がしました。コメントの関係では、この3点が私は気になったのですが、この点はいかがですかね。

○高村室長 確かに歩掛りが合わない指摘されているものがあることについては承知しております。こちらの回答ぶりとしては、どうしてもこういう書きぶりをせざるを得ないところがあるのですけれども、実際問題としては、内部的には、特に公物管理については、歩掛りを見直す方向で、あとは内部的に決定するのを待つといいますか、一応方向としてはやるというつもりでおります。

○佐藤専門委員 同じく、パブコメの用地補償業務のほうですけれども、国交省さんの回答が同じものについては、同じ質問が出ているからなのですけれども、最後の補償契約の締結まで至らないとその成果物と認めないという部分についてのパブコメが多かったと思うのですけれども、これは御回答で、3段階に整理するというふうにおっしゃっていただいているのですが、これは業者のほうから見たときに、この3段階というのは、ざくっと数字で言うと、契約金額のどれくらいの割り付けになるというようなことについては、御想定はありますか。この3段階という区分の妥当性といいますか、結論が3段階と漠と出てきてしまっているのです、何で3段階にしたのかということの御説明をちょっといただければと思います。

○小椋企画官 業務につきましては、3段階でおおよそ金額的には3割・3割・4割といったような程度になっております。交渉業務ということで、まず相手方に説明を行うのですが、土地の調書とか物件の調書をまず確認して、それを相手方に確認をいただくというところまでが1つの段階でございます。その次の段階で、補償金額の提示をいたします。その後、契約ということに至るわけで、これをこれ以上、例えば5段階とかに分けるといのが非常に難しいかなというところで、平成22年からこの3段階という方法でやらせて

いただいております。

○佐藤専門委員　ちなみに、業務の履行期間があると思うのですけれども、履行期間との関係で言うと、補償業務は相手方のあることですから、相手方が御納得いただかなくてはハンコはいただけないということだと思っておりますけれども、逆に、この業務の履行期限もあって、そこまでにできなければ、それは第3段階については業務としてはおしまいという整理になってしまうというような理解で、そうすると、そこまでにやったことのお仕事の出来高というのをどんなふうに考えるのかという辺りはいかがですか。

○小椋企画官　平成22年度までは、契約ができた時点で金額をお支払いすると、0か100という方法だったのです。0というのは非常に問題があるので、22年度から段階的にやっけていこうというところでやってきておまして。業者さんにやっていただくのは、契約の応諾まででございます。契約しますよというところまでやっていただいて、契約自体は国の職員が行ってやるようになりますので、履行期限大体1年以内でおさまっているのではないかなと思います。

○佐藤専門委員　結論としては、契約の承諾、第3段階までの業務については、どんなに汗かいて、汗かき賃は払わないという形になってしまうわけですね。

○小椋企画官　そのところは、例えばレアケースではあるのですが、契約の交渉に応じていただけないような方もいらっしゃるわけです。そういう場合には、要項にも書いてあるのですが、発注者と協議をして、交渉を中断するとか、余計な業務をさせないようにと要項に書かれた部分がありますので、そこをちょっと内部的にももう一度周知をしなければいけないかなとは思っているのですが、できるだけ無駄な業務を発生しないようにやっていただくようにしております。

○佐藤専門委員　例えば受託者のほうで、交渉記録のようなものをまとめて提出してきても、それに対する対価のお支払いはできませんと、こういう整理ですか。

○小椋企画官　今のところは、そういう整理にしております。

○石堂主査　全体として、パブコメのことが随分話題になりましたけれども、非常にたくさんの方が出て、これは相手が800もあるという事情もあっていろいろ出たのだと思いますけれども、要項についてこれだけいろいろ確認事項にせよあるというのは、今回参加してくる業者さんについては、これで大体理解されたのかもしれないけれども、次回のときには、これらのパブコメを勘案して、要項のあちこちもっとわかりやすく書いていただく努力が必要なのではないかなというふうに感じました。

それから、もう一点は、前回、東北、九州での支援業務についてやったときに、国土交通省さんとしては、どうしても今やっている業務を円滑に間違いなく引き継ぐかというほうに力点があって、今日の御説明の中でも、要項は引継ぎのところ以外は、基本的に変えなかったというお話ですけれども、この半年間のいろいろな意見のやりとりの中でも、競争性をいかに確保するかというのが必要になってくると思いますので、今回の契約でもうこれで行くということなのでしょうけれども、次回の契約に向けて要項づくりのときには、

そのところに対する配慮をまた一段と尽くしていただく必要があるのではないかなというふうに、これは私の意見としてお聞きおきいただきたいと思います。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認することはございますか。

○事務局 実施要項（案）につきましては、特段、修正はないということで、このまま監理委員会に付議をするということによろしいですか。

○石堂主査 はい。

○事務局 国土交通省さんにつきましては、来年、評価があるので、その評価結果を踏まえて、事業譲渡したものについても評価されますので、実施要項の内容について見直していただくというところによろしいでしょうか。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に御一任いただきたいと思います。よろしいですか。

○佐藤専門委員 はい。

○石堂主査 ありがとうございます。

実施要項（案）の内容等につきまして、さらに、何か疑義等が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（国土交通省大臣官房退室、国土交通省港湾局入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省港湾局技術企画課田中室長より御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でお願いできればと思います。よろしく願いします。

○田中室長 国土交通省の港湾局でございます。日頃、御指導をいただきまして、ありがとうございます。

早速でございますが、私どもの港湾、空港業務の発注者支援業務について御説明をさせていただきますと存じます。

まず、業務の概要について確認をさせていただきたいと思います。資料では一番最後の1枚になりますが、これで改めて確認をさせていただきたいと思います。私どもが行っております港湾、空港における発注業務、さらに、その支援業務についてでございます。左半分に、私どもが通常行っている業務の流れがございまして、これらのうち支援業務としてお願いしているものを右側に書かせていただいております。

支援業務については、大きく4つに分かれておりまして、発注者補助業務、技術審査補

助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務、4種類ございます。私どもの仕事の流れについて簡単に御説明申し上げますと、まず、港湾あるいは空港の土木工事でございますが、予算化、事業化されます。そうしますと、まず設計を行うための測量などの調査を行い、設計、それから、施工の計画を行ってまいります。この後、实际工事を建設会社さんにお受けいただくために、仕様書の作成とか積算などを行います。この作業の基礎的な資料の収集等を発注者補助業務でお受けいただいております。

仕様書、積算書などができると、今度、入札契約の手続に入っております。中ほどの点線の中ですが、最近では、この入札契約は一般に総合評価方式で行われます。したがって、入札に参加された方々の金額だけではなくて、その工事に対する技術提案などを評価していく必要がございます。したがって、提出された技術提案について、この内容を確認していく作業がございます。この部分の補助業務を技術審査補助業務としてお願いをしております。このような手続の中で、最終的に工事の落札者が決まりまして、実際の工事が始まります。

工事が始まりますと、これら工事が私どもの仕様などに沿って行われているかどうかを、まず監督を行っていきます。日々、確認事項が出てまいりますので、私どもの職員の監督のもと工事を行っていただくわけですが、この監督の手助けをしていただくのが監督補助業務であります。また、監督のもと行われている工事が、逐次、適切に行われているかどうかを、今度は検査などを行ってまいります。最終的には、この工事の完了の段階で完成検査なども行っていただくわけですが、この検査の部分を、品質監視補助業務あるいは施工状況確認補助業務、こういった形で補助業務を行っていただいている。このような流れでございます。

このような状況の中、今回、来年度の実施要項（案）についてまとめさせていただきましたので、この御審議をいただきたいと存じます。

まず、昨年から今年にかけて、一部変更を行っておりますが、その過程でパブリックコメントを実施しております。今年の11月1日から2週間、14日まででございますが、行っておりますが、ここでは、残念ながら、具体的な御意見は寄せられておりません。

一方で、一部事業者さんからのヒアリングを行っております。事業者さんと申しますのは、平成24年度にこの発注者支援業務の入札手続に参加されながら、25年度は参加されなかった方々、あるいは、25年度の入札契約の手続の中で、相当程度、事前に資料の入手などをされながら、結果として競争に参加されなかった方々にお声がけをいたしまして、合計6者の方々から御意見を伺うというようなことをさせていただきました。主に、なぜ25年度は参加していただけなかったのでしょうかということをお聞きしたわけですが、このような中でいただいた意見としましては、大きく2つほど改善要望がございました。1つは、落札が仮に決まった後の準備期間を十分確保するために、発注時期をなるべく早くしてくださいと、こういうような御要望がございました。それから、業務の規模ですが、余り小さ過ぎると、やはり参加しにくいというようなことがございまして。例えば、実際、

現地に1人しか職員が必要ないような業務ですと、ちょっと小さいですねと、こういうようなお話がございました。したがって、これらの御意見については、私ども適切に対応してまいりたいと思っております。

このような状況のもと、お手元の資料B-2になりますが、こちらで今年度の実施要項(案)をまとめさせていただいております。昨年度と変更がある部分は、書きぶりとしては、具体的には1カ所のみでございますが、12ページをお開きいただけますでしょうか。

(4)にスケジュールがございます。先ほど申し上げました事業者さんのヒアリングの結果に基づきまして、できるだけ入札契約の手続を早く着手するという観点で、昨年は1月上旬からのスタートというふうにさせていただきましたが、約半月早めて12月下旬からのスタートというようなことで、私どもは努力していきたいと思っております。これが昨年度からの改善事項でございます。

先ほど申し上げましたとおり、この発注者支援業務は大きく4種類に分かれておりますが、今お手元にお示しさせていただきましたのは、例として、監督補助業務でございます。残りの3種類の業務につきましても、全く同様の修正を施して、できるだけ多くの方に参加していただけるように努力をしていきたいと、このように思っております。

なお、1点だけ申し上げますと、先ほど申し上げました4種類の発注者支援業務の中で、ただいまは、監督補助業務をお示しさせていただいておりますが、加えて、品質監視補助業務については、14ページをお開きいただきたいのですが、御理解いただくために、13ページの中ほどからご覧いただく必要があるのですが、この補助業務をお受けいただく方々を評価していくための総合評価の項目が書かれております。14ページの上から2つ目の箱に「地域精通度」という部分がございます。ちょっと繰り返しになりますが、監督補助業務と品質監視補助業務については、先ほど御説明しましたとおり、現場でさまざまな確認をしていただくというような観点から、この当該地域に精通しているかどうかということの一つの評価項目にさせていただいております。

一方で、その他の業務、発注補助業務、技術審査業務については、デスクでの仕事でございますので、こういった地域精通度は設定しないという違いがございますので、念のため御報告させていただきたいと思っております。

また、来年度のこの各業務の業務量ですが、これについては、今後決まってまいります。来年度の政府予算案の中で公共事業費の規模が決まってまいります。これに依存していく形になりますので、今後、予算の動向に合わせまして、その内容が決まってまいりまして、入札公告後に、当監理委員会に御報告させていただくと、こういうような手順になりますので、ここについても御報告させていただきたいと思っております。

では、御説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

今日はご覧のとおり委員の2人だけなものですから、私から先に言わせていただきますけれども、御説明の中でちょっと気になりましたのが、前回の評価を受けて見直した点と

いう中で、参加要件については、特段の要望はないということで、今回変えてないと。先ほど、ヒアリングの対象についても、平成24年度に入札に参加したけれども、25年度は参加しなかったところという言い方があったのですけれども、もしかすると、そのヒアリングの対象にしたところは、いずれも、例えば参加要件については今のままでオーケーだということだけだったのではないかと。むしろ、それ以外の業者にヒアリングしないと、実は参加要件のここさえなければ私のところも入れるのですがという業者がそもそもヒアリングの対象に入ってなかったのではないですかと。自分のところは大丈夫だということころは、それ以上何も変えてくれないほうがいいわけで、あるいは緩くしてくれなくて結構だということになりますのでね。ヒアリングした結果として、参加要件について特段の要望はないというのは、聞く相手がそういう要望のないところだけだった可能性がありはしないかという疑念をちょっと持つのですけれども、そこはいかがですか。

○田中室長 確かに、24年度に参加していただいて、25年度は参加されなかった方々については、先生御指摘のとおり、24年度は参加されていますので、要件を満たされているということだと思います。ちょっと個々に確認しておりませんが、25年度については、入札説明書を確認されながら最終的に参加されなかった方を対象にしておりますので、そういう意味では今先生おっしゃったように、要件を満たしていない方を排除する形にはなっておりませんが、個々については確認する必要があるかと思えます。

○石堂主査 結局、参加しやすくと言っても、やれることはそんなになくて、参加資格を緩めるか、それともスケジュールを見直してやりやすくするくらいが大体メインになって出てくるのですね。ですから、改善のためのヒアリングをするときには、その幅を広くしてやっていただく必要があって、そのことは実際の要項をつくるとか何とかというところでない場面といいますか、年がら年中と言ったら大げさですけれども、業者の実態がどうなっているかということについて、いろいろ情報を得ていく必要があるのだらうと思えますので、ちょっと参考までにお聞きいただければと思います。

○田中室長 承知いたしました。ありがとうございます。

○佐藤専門委員 2点伺います。

発注単位のお話ですけれども、この実施要項（案）の10ページには、業務発注担当部署を基本とするということで、ヒアリングしていただいたところでは、技術者の人数で業務のボリュームをある程度、1人というようなことでは困りますということだと思うのですが、単位ということで、部署ごとということで、別紙-1を拝見すると、要は、各整備局の事務所ごとにおありになるということが書かれているのですが、実際にヒアリングの結果の複数人技術者の業務が手を挙げやすいと言っていることは、この発注単位を国交省さんから各部署に、基本的に何か基準、こういったような御意見が出ていることを反映して、何かこういう要素のようなことについての御連絡されるようなことはおやりになるのでしょうかというのが1点ですね。

○田中室長 1つ目についてお答えを申し上げます。

基本といたしましては、部署単位でというふうには考えてはおりますが、ただ、業務の合理性等を鑑みまして、例えば複数の事務所で一つの発注にまとめるとかという工夫はできると考えております。そのような工夫をしながら、今回のヒアリングの結果を受けまして、1人単位の発注にならないようにというようなことは、今後、具体的なロットの調整を各整備局で始めますので、こういった業務の担当者会議などで、私どもからの責任を持って周知していくことはしたいと考えております。

○佐藤専門委員　ちなみに、資料B-3で、各業務の件数と総額になるのですかね。これを割り算してみると、1件ごとの大体契約金額が出てくるのですけれども、金額的なことの御想定は、発注単位ということとの関係では、何か関係してくることはあるのですか。

○田中室長　大雑把に申し上げますと、この発注補助業務の主たるコストは人件費になりますので、そうしますと、大体何人規模の業務かということと、あとは、発注額はおおよそ連動してくると思っておりますので、人数でコントロールすることと総額とはリンクしてくると思っております。

○石堂主査　今の質問と関連してくるのですけれども、資料B-2の26ページに、従来の業務についての情報ということで、「業務ボリュームの参考指標」ということで、まさしく工事発注件数が載っているのですけれども、この件数を見れば、業者は所要員数が1人だ2人だという見当がつくと考えてよろしいのですか。26ページで、例えば札幌開発建設部は、22年は6件だ、23年は3件だ、24年は2件だという件数表示がなされていますね。

○田中室長　そうですね。

○石堂主査　これは恐らく各建設部ごとに発注がなされると考えたときに、この件数を見ると、業者の側はこのくらいの規模だなと。2人技術者がいれば大丈夫だ、3人いれば大丈夫というようなことがわかるのですか。ということは、これでわからないとすれば、この表示では不十分だということになるだろうという意味なんですね。

○田中室長　例えば東北などのように、途中、震災対応があったりなどしますと、いろいろ変動がありますけれども、その部署で行っている工事量にさほど大きな変動がなければ、この件数で大体必要になる人間がわかってくるのではないかと思います。逆に言いますと、発注件数が減ってくると、1発注当たりの人数がふえてくることがわかるということになるのではないかと思います。

○石堂主査　そういう意味では、この数を見れば大体見当がつくということであれば、今の御説明の中にもありましたように、ほぼ平準化した数字のところはわかりやすいのかもしれないけれども、変動したときに、その変動理由といいますか、それはこの中に書いたほうがいいのですか。あるいは、もう一つの見方では、25年度の状況はこの数字は入らないのですか。

○田中室長　まず、25年度につきましては、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、今後政府案として取りまとめられます予算の中で公共事業費がどういう扱いを受けるのかということによることになろうかと思います。

○石堂主査 25年度ですよ。

○田中室長 今年度の発注分ということですね。

○石堂主査 ええ。要するに、この数字で判断できるとなれば、この数字をどう充実させるというときに、ほとんどが平準化しているのならわかるのですけれども、数字がそう大きい数字ではないですから、4が3と言っても、見方によっては25%減るということですし、変動部分が結構大きいというふうに見るべきだと思うのですね。そうすると、一番直近のものが一番参考になるかどうかの保証はないですけれども、平均何件ぐらいという見方をするにも、なるべくたくさん年度の数字が出ているほうが、恐らく情報としてはいいかなというようなことです。

○金子参事官 人数ですけれども、48ページに、各地方事務所ごとにどれだけの人数かというのが情報として書いてあります。これで足りない情報があるかどうかということが、先生の御質問への回答にかかわってくるかなと思います。

○石堂主査 この数字とこっちを見比べると、ああ、なるほどなということになっているかどうかですね。

○田中室長 先ほどちょっと誤りもございましたので、修正も含めてお答えをさせていただきますと、監督補助業務に要する人数は、金子参事官から今お話をいただいたとおりだと思います。

一方で、26ページの数字は、監督補助業務と発注者支援業務の件数ではなくて、当該事務所で発注している土木工事の発注件数ということになるかと思いますが、一般に、1人の補助員の方で何本ぐらいの工事発注を見ていただけるかということがおおよそわかりますので、そういう意味ではこの数字と発注補助業務として何人必要かということは連動してくると思いますが、そうしますと、25年度の数字は、工事として発注している途中のものもごございますので、確定数として書けるのは24年度までということになるかと思いますが。

○石堂主査 結局、ここに開示された資料が有益であるかということですからね。我々は素人でわからないのですが、この数字を見ると業者さんのほうは、こんなものだということがイメージできるのであれば、これで十分だと思いますし、もっといい資料があるのであれば、そういう数字を出していただきたいなという趣旨ですので、これで十分だという御判断であれば、これでいいのかなということです。

○田中室長 よりよい情報がないかということにつきましては、事務局とも御相談させていただきながら、また、努力をしていきたいと思いますが、26ページの数字に関して申し上げますと、参考である数字であると同時に、今お示しできるものは全て書かせていただいているということになるかと思いますが。

○石堂主査 はい。

○佐藤専門委員 実施要項（案）14ページの総合評価基準のところ、先ほど御説明いただいたところなので、ちょっと恐縮ですけれども、「地域精通度」というところですね。こ

の評価基準を見ていると、当該事務所管内が一番高い評価で、その次に同一整備局内と。今回の選定として、こういう御評価をおやりになるということですが、こういったような形でいくと、将来的にはだんだん事業者を固定してしまうようなことにならないのかなというのをふと思ったものですから、地域精通度という評価項目の必要性をもう一遍伺わせていただいてもいいですか。

○田中室長 この項目の必要性でございますけれども、特にデスクで行われる業務には適用しておりません。実際現場に出て行きまして行わなければいけない監督補助業務と品質監視補助業務でございます。例えばですけれども、実際は海の真ん中にあります防波堤まで行って、現地を確認するとかこういった行為がございます。やはり海での工事でございますので、日本海側と太平洋側ではその条件が全く違いますし、そういう意味ではそれぞれの地域の状況をよりよく知っている方のほうが適切な業務ができるという傾向がございます。したがって、そういう能力を評価させていただきたいということではございますが、ただ、これは入札参加資格ではございませんで、したがって、こういう要件を満たしてない方が参加できないということではなくて、総合評価の中でちょっとだけ点がよくなるということではございますので、先生御心配のような、特定の業者さんしか入って来れないということにはならないと思っております。

○石堂主査 今の先生の質問の関連ですけれども、その場合には、同種または類似業務というのがどういう範囲であるかというのが結構大事になってくるかなと思います。

○田中室長 おっしゃるとおりです。

○石堂主査 実質的に、監督補助業務でやっていることにずっと近くなってくると、まさしく固定化する懸念はあるけれども、その場所が大事なので、その場所でいろいろな業務をやっていると、それが同種・類似業務ですくい上げられるのであれば、その懸念はなくなるということだと思いますので、その意味では、ここで言うところの同種または類似はどんなものを指すかというのは、どこかに書かれているのですか。

○田中室長 9ページをお開きいただきたいのですが、真ん中よりちょっと上に(2)がございまして、ここをずっと下りていただきますと、1)が「同種業務」、2)が「類似業務」でございまして。例えば類似業務ですと、港湾・空港の工事に関する設計・施工に関する業務といったもので、発注機関は問いませんということになっています。

○石堂主査 そういう意味では、13～14ページに同種または類似と来るのが、9ページにその定義があるということを書いておいたほうが親切だということですかね。

○田中室長 それがわかりやすいのではないかとということでしょうか。

わかりました。では、そこは御指摘を踏まえて工夫をさせていただきたいと思えます。

○石堂主査 それでは、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 御指摘のありました点ですが、同種と類似の業務について、この評価表にわかりやすく表記を考えるということが1つ。

もう一つ、件数・人数の表示をわかりやすく検討するというのは、今後のということでもよろしいのでしょうか。

○石堂主査 これは、今これにかわる業務があるでしょうということにはならないと思いますので、今後、見当していただくということで結構です。

○事務局 では、先ほどの1件の修正を早急に委員の皆様を確認いただくということでもよろしいのでしょうか。

○石堂主査 はい。

今の修正も、別に何か新しいことを書き加えるというよりは、こっちにもということだけですので、非常に軽微なものです。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任させていただきたいと思います。よろしいのでしょうか。

○佐藤専門委員 はい。

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等につきまして、さらに、何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日御質問できなかった事項等がございましたら、事務局にお寄せください。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室、農林水産省入室）

○石堂主査 それでは、続いて、農林水産省の「内水面漁業生産統計調査」の実施状況及び事業評価（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課春日課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○春日課長 御紹介いただきました春日と申します。

お手元の資料3に基づきまして、説明をさせていただきます。「内水面漁業生産統計調査」の実施状況についてでございます。

1 ページ目ですが、Ⅰの「事業の概要」をご覧ください。事業の内容については、内水面漁業生産統計調査における調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収、それから、審査、集計、統計表の作成及び調査客体への謝礼支給に係る業務でございます。契約期間は、平成23年11月1日から26年8月31日までの3カ年分の調査でございます。受託者ですが、一般社団法人新情報センターでございます。

Ⅱの「確保されるべき質の達成状況及び評価」でございます。1番「調査票の回収・督促」でございます。調査客体は、約2,500客体でございますが、その回収に当たりましては、

事前に調査の依頼のはがきを送付し、調査員の訪問又は電話によりまして、調査の依頼を行っております。調査の協力が得られなかった客体におきましては、農林水産省と連携をしながら協力を行っております。

2 ページ目をご覧ください。

その結果でございますが、概数値報告期日までの回収率でございますが、2 行目ですが、平成23年調査で98.8%、24年調査で98.9%となっております。その後も回収を続けた結果、最終の回収率は、23年調査で99.6%、24年調査で99.5%となっております、100%を僅かに下回っております。

次に2番「調査客体からの問合せ対応、調査票の審査及び疑義照会対応」でございます。問合せ対応につきましては、各種マニュアルを作成しておりまして、効率的な対応が行われるような体制をとっております。問合せ・苦情件数は、3 ページの3 行目に書いてあるとおりございまして、23年105件、24年は70件でございます。

(2)「調査票の審査及び疑義照会対応」でございます。3 ページの一番下の段をご覧ください。だいたいの思いですが、23年調査の疑義照会は1,196件ございまして、そのうち納品後に農林水産省から確認を求めたのが161件です。24年調査の疑義照会は757件ございまして、これは第1期事業の1年目の平成21年調査のときは1,399件、同896件ございまして、疑義照会の件数は大幅に減少しているということで、民間事業者の創意工夫による取組の成果が上がっているというふうに判断をしております。

次に、4 ページをご覧ください。

3番の「評価」でございます。回収率については、100%を僅かに下回っておりますけれども、これは農林水産省と連携し、調査協力依頼を行った上で、最終的に調査拒否となったものでございまして、これ以上の協力依頼を行っても協力が得られないと判断されることから、やむを得ないと考えております。問合せ等につきましては、マニュアルが作成されておりまして、効率よく実施されているという評価ができると思っております。

次に、Ⅲの「実施経費の状況」でございます。表5をご覧ください。3年間の契約金額の合計は、右の欄にありますように、合計207,900,000円ございまして、従来の実施経費は341,297,000円ございまして、約6割の金額で事業が実施できているということでございます。

次に、5 ページをご覧ください。

Ⅳ「事業の実施状況」でございます。

まず、「実施体制」でございますが、表6-1が23年度の体制、6-2が24年度の体制でございます。初年度におきましては、実査の準備、こういったところに配置人数のウェートをかけておりましたが、2年目におきましては、実査準備のほうのウェートを若干下げまして、審査・集計のほうのウェートを高めて、効率のよい調査になるように工夫がなされているところでございます。

次に、6 ページをご覧ください。

「実査準備」でございます。これについては、表7-1、それから、7-2に、それぞれの関係用品の印刷物等を記しております。

7ページの(2)でございます。協力依頼でございますが、アとして、創意工夫した点として、①②③を書いておりますが、まず①として、客体ごとの情報を一元化して、協力が円滑に行われるようにしております。それから、②として、夜間、土日・祝日の対応をしているということです。それから、漁獲調査におきましては、上部団体であります県魚連にも説明を行って、スムーズな調査が行われるよう協力をお願いしているということでございます。

8ページ目をご覧ください。

その結果の協力依頼の状況でございます。先ほども御説明いたしましたが、一部調査の協力を得られないところがございました。①23年調査においては11客体から、②の24年調査においては12客体からの協力が得られなかったということでございます。

(3)「調査員の確保・指導」でございます。23年調査におきましては、94名の調査員を確保しています。24年では106名です。調査員のマニュアルを作成し、指導に当たっているところでございます。

それから、「実査」でございます。ここは9ページの(3)の「調査票の回収・督促」についてご覧いただきたいと思っております。工夫した点といたしまして、①として、客体情報の一元化、それから、②として、督促に当たっては、土日・祝日の対応をしているということ、それから、連絡がつかない場合においては、調査員調査に切り替えて、直接客体を訪問して、回収督促を行っているところでございます。

それから、4番、疑義照会等でございます。これは次の10ページをご覧いただきたいと思っております。これも調査員のマニュアルに基づいて、間違いやすいポイント等を整理をしたり、あるいは、審査漏れがないように確認整理表を作成する。それから、記録の作成をして、共有している。こういった工夫がなされております。

それから、5番の「集計・報告」についても、創意工夫した点として、確認整理表を作成している。それから、業界紙を講読するなど、ふだんから内水面漁業に関する情報収集に努めているということでございます。

それから、11ページに行きまして、7番の「調査客体への対応状況」でございます。24年の調査の2,502客体のうちの666客体についてアンケート調査を実施しております。388の客体から回収ができました。その結果が11ページの(2)から12ページにかけてございますが、一部の項目において、1客体もしくは2客体から「どちらかといえば悪い」という評価もございましたが、それ以外はおおむね「良い」とか、「どちらかといえば良い」という評価の結果になっております。

12ページのVの「全体的な評価」といたしまして、回収率については、先ほど来述べておりますとおり、100%を僅かに下回っているということではありますが、これは農水省とも連携し、十分に調査協力を行った結果であり、達成したものと評価できるということです。

それから、実施経費については、従来調査に比べて約6割の経費で行っているということで、こちらにも経費が削減できたと評価できるということです。

それから、アンケート調査においても良好な評価が得られているということでございます。

次期におきましては、新プロセス運用に関する指針に基づく新プロセスに移行した上で、事業を実施することとしたいと私どもは思っております。

なお、回収率については、本調査のやり方が標本調査ではございませんで、調査範囲の河川及び湖沼や魚種における全ての経営体を調査し、積み上げてデータを出しているという、そういった性質のものでございますので、目標回収率はやはり100%とする必要があると私どもは考えております。しかしながら、廃業とか、あるいは、どうしても調査を拒否するといった事態もございますので、そういったものについては、民間企業の責任ではございませんので、回収率の計算において除外するとか、そういった検討を今後はしてまいりたいと考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

では、続きまして、同事業の評価（案）につきまして、内閣府より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、内水面漁業生産統計調査の事業評価内閣府（案）でございます。資料Cをご覧ください。

1 ページ一番下の2「受託事業者決定の経緯」でございますが、入札参加者は2者であり、いずれも入札参加資格を満たしており、平成23年10月24日に開札したところ、入札金額は2者とも予定価格の範囲内であったことから、新情報センターが落札者となっております。

次に、2 ページの2の（1）のアの「回収率」をご覧ください。アの2段目からですが、回収率は平成23年調査では99.6%、平成24年調査で99.5%となり、確保されるべき質として定めた100%は僅かに下回っております。なお、調査票を回収できなかった要因としては、民間事業者が生産量を教えたくない、行政に対する不満等を理由とする調査拒否に加え、廃業等により調査を行えない調査客体があったことによります。

次に、3 ページのエ「調査票の審査及び疑義照会対応」をご覧ください。その4段目にありますが、平成23年調査の疑義照会は1,196件であり、そのうち結果表の納品後に農林水産省から確認を求めたのは161件、平成24年調査におきましては、疑義照会は757件であり、納品後に確認を求めたのは78件と、いずれの調査年についても第1期目の事業の1年目の平成21年調査1,399件（同896件）と比べて、特に結果表の納品後に農林水産省から確認を求めた疑義照会の件数が大幅に減少していること等からも民間事業者の創意工夫による取組の成果が上がっているものと考えております。

3 ページ一番下のオの「評価」でございますが、回収率は平成23年調査で99.6%、平成

24年調査で99.5%となり、確保されるべき質として定めた100%を僅かに下回ったものの、この結果は農林水産省と連携して、調査協力依頼を行った上で、最終的に調査拒否となったものも含まれており、これ以上の調査協力依頼を行っても協力が得られないと判断されることから、やむを得ないものと考えられますが、4ページで民間事業者におかれましては、作業方針やスケジュールに沿って業務が実施されており、調査客体からの問合せ等の対応や調査票の審査及び疑義照会対応における民間事業者の創意工夫の発揮や確実かつ効率的に業務を実施していることから、確保されるべき質としてはおおむね確保されたものと評価しております。

次に、4ページ(2)「実施経費」でございます。実施経費を従来経費と比較して、23年調査におきましては4,722万円、率にして42%の削減、24年調査におきましては、4,813万円の削減、率にして43%の削減となっており、いずれの調査年においても経費の削減が図られているところです。

4ページの一番下の3の「評価のまとめ」でございますが、本事業における民間委託事業の実施状況については、平成23年調査及び平成24年調査の調査票の回収率は、確保されるべき質として定めた100%を僅かに下回っているものの、農林水産省と連携して対応したものであり、調査拒否や調査客体の廃業があったことを理由とするもので、民間事業者の責めによるものではなく、民間事業者の創意工夫により確実かつ効率的に業務が実施され、また、実施経費についても、削減率が約4割となるなど、業務は良好に実施されたものと評価しております。

今般、農林水産省より新プロセス移行への要望を受けておりますので、以上のことから、本事業は良好な実施状況であるため、次期においては、新プロセス運用に関する指針に基づく新プロセスに移行した上で、次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えております。

ただし、次期事業において、検討すべき点として2点記載しております。1点目としては、確保されるべき質を回収率100%として設定することは、本調査の結果の質を維持する観点から必要と考えられるが、民間事業者の取組だけでは実現が困難と考えられることから、次期事業においても、回収率100%とするかどうか検討すること。5ページに行きまして、更なる競争性の確保の観点から、引き続き実施要項において本事業の実施状況を十分に情報開示するとともに、民間事業者や関係団体に対し事業の周知を行うなど、新規事業者の参入を促進する取組を行うこと。この2点について検討する必要があるものと考えております。

以上で、内閣府の評価(案)の説明を終わります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてということでございますが、内水面漁業生産統計調査、これ自体はずっと昔からやっておられるのですか。

○春日課長 そうです。

○石堂主査 ちょっと立ち入った質問になりますが、これは昔からやって、行革だ何だと言われる前は、いわば農水省さんがその調査をやるためにつくったとは言いませんけれども、それに十分な、ここで言う社団なり財団なりというものを使える機関を持っていて、そこに随契で発注していたのですか。

○春日課長 いいえ、職員がやっておりました。

○石堂主査 職員自身がですか。

○春日課長 はい。

○石堂主査 この外注に出したのはいつからですか。

○春日課長 第1期ですから、21年からです。

○石堂主査 そんな最近になってからですか。

○春日課長 はい。

○石堂主査 農水省さんの資料3の9ページにある「回収方法別調査票回収数」がありまして、恐らく古い時代、職員がやっているときには、みんな調査員が紙で回収していたのだらうかと思うのですね。だんだん郵送だFAXだ、最近になったらメールでもいいというお話になってきていると思うのですけれども、この数字の比率からいくと、相変わらず郵送かFAXかというのが多いのだなと。その理由は何なのか、ここまで進んでくると、どうしてオンラインのほうの比重が増えてないのかなと思います。

○春日課長 これは全国の河川に張りついております漁協さんからデータを主にいただいているわけですが、やはり地方の組織でございますので、なかなかIT化が進んでいない。それと、これは農林水産業全体に言えるのですが、高齢化が非常に進んでいるということで、コンピュータになじみのない方が多いと、こういったところが影響しているのではないかと考えております。

○石堂主査 IT化できていないところが、調査の足を引っ張ると言うのはおかしいですけども、業務量を効率化できないネックになっていると思うのですね。今度、新プロセスに移行するので、今の改善を要する点(2)の更なる競争性確保のためにというときにも、要するに、業者が受けやすいスタイルになってないんだよねという気がするのですね。これは今のお話からいけば、この調査対象の特殊性と言ったらちょっと言葉が悪いかもしれませんが、高齢化とかそういうことからいくとやむを得ないものというふうに農水省さんとしては考えるということでしょうか。

○春日課長 そうですね。

調査員を全国に配置をして、きめ細かなフォローといいますか、これをやっていかないと回収がなかなか進まないというのが実態でございますので、この辺はちょっと我々はやむを得ないのかなと考えております。

ただ、確かに入札に参加している企業の方が、前回も応札したのが2者しかなかったということで、説明会をやったときには6者が参加していただいたのですが、結局、2者しか応札できなかったと。この要因が何なのかというのもいろいろ参加しなかった人に聞いて

たりもしているのですが、やはり調査に専門性が求められる分野であるということと、それから、全国での調査員の確保が難しいというような、そういった回答が得られておりません。私どもはできるだけ広い企業に参加していただきたいというふうには思っておりますので、更なる情報の開示とか、あるいはリサーチ会社に積極的に入札に参加していただくように求めていくとか、そういったことはやっていきたいと思っております。

○石堂主査 ただ、実態として全国規模であることとか、業務の内容的にある意味では限定された中身です。今実際に入札に参加してくる2者のようなところが、純民間ではなかなか見当たらないんだよなというのが実態なのではないですかね。

○春日課長 大手の民間企業のリサーチ会社ですね。こういったところでもできるのだろうとは思いますが、人の確保とかそういったところが多少尻込みをしているところになっているのかなとは思っております。

○石堂主査 ですから、さっきも申し上げた郵送とFAXの回答が大部分ですという辺りで、最先端を行っている調査会社の規模の大きいところは、それはちょっとなというふうに二の足を踏むような気がするのです。これは、今回の評価としては、これでまずまずでありますということで、新プロセスに移行するのは流れとしてはいいと思うのですが、この状態でずっと新プロセスで行くというのを積極的にいいというところは、やや引っかかりを感じる委員も本委員会に行けば出てきそうな気もするのですけれどもね。先ほど申し上げたように、農水省としては、この調査の実態から言ってやむを得ないんだという御意見だということですね。

○春日課長 そうですね。どうしても人と人がつながって回収をしていかないといけない部分があります。

○石堂主査 そういうお話でいくと、逆に、回答を拒否するところが、非常に少ないとは言っても現実にあるわけですね。そういうところに対して、行政に対する不満とかという文字が出てくると、それはへそ曲がりもいるからしょうがないという感じで見ておられるのか。行政として100%になるように、要するに、調査としての完成を期すためには、100%を目指して、農水省としてもその客体の説得に当たるとかそういうことはやられるのでしょうか。

○春日課長 それは今回もやっていますし、今後も我々が、拒否する調査客体についてはできるだけ説得するということはやっていきたいと思っております。それでも駄目な場合はやむを得ないのかなと思っております。

○佐藤専門委員 ちなみに、今の主査から御指摘のあった点、これは資料3の9ページに、回答方法については、調査客体が希望する方法により行ったというふうにありますので、向こうが希望しなければどうしようもないという部分もあるようにも読み取れるのですが、この調査客体が希望する方法により行ったというのは、ある程度こちらから誘導するみたいなことが、例えばオンラインなんていうのは、向こうにそういう設備がなければ不可能ですというような話かもしれませんし、事の性質上、お願いして、調査に答えていただく

という面が強い業務のように思いますので、このところをこちら側から強制するわけにはいかない部分はあるのかもしれませんが、今のところ、郵送、FAXが多いという状況ではあるのですけれども、仮に、向こうが調査員が来てくれと希望したら調査員でやるのかという話になってしまうと、100人規模で張りつけていてこういう数字ということなので、調査客体が希望する方法により行ったという部分を、もうちょっと中身を見ていくと、逆に、調査する側が希望する方法に誘導する方法が何か出てこないのかなという、済みません、漠とした御指摘です。

○春日課長 基本は郵送とFAXだと思っております。調査員が出向いて行って、調査の聞き取りをするのは、協力をなかなかしてもらえない場合とか、あるいは、人手がなくて、調査票の記入をしてもらえないような、そういったところには調査員が行ってやるということだと思っております。

○佐藤専門委員 逆に、この入札に応募しようとする人から見れば、どういう方法で調査すればいいのかということについて、一番いいのは、公募の段階でこういう方法ですという形で、どれくらい人件費がかかるのかを弾けるというような情報があればいいのですけれども、調査客体が希望する方法は、例えば入札の公募の資料の中では、こういったようなことはどんな形で応募者の方々に対して情報が提供されているのですか。

○春日課長 どういう調査を今までやってきたのか。例えば郵送でやったのがどの位で、FAX対応がどの位でというような、そういうことは予め公表をして、このぐらいの頻度でなっていますということは公表しております。

○佐藤専門委員 多分オンライン調査のほうに誘導することができるのであれば、コスト的にも大分安くなるのかなというイメージを持つのですけれども、その部分は調査客体側の事情もあるということで、なかなか難しいということなのですね。

○春日課長 そうだと思います。

○佐藤専門委員 ただ、もうちょっとここを何か工夫したほうがいいと思います。

それから、経費の節減率、平成19年度との数字と比べていただいて43%下がっているということですね。資料3の4ページですね。注2のところ、19年調査は市場化テスト実施前ということで、多分、契約としては総価契約でやっていただいたのではないかなと想像するのですが、この注1を見ていると、市場化テストでやったものについては単価契約ということで、単価×調査客体数という形で、単価契約と総価契約を比べていただくについては、19年度の調査客体数は平成23年、24年とおおむね同じですか。

○春日課長 ちょっと下がっていると思いますね。客体数は、廃業がございますので、下がって来ていると思いますので、19年度調査の方が客体数は多いと思います。

○佐藤専門委員 なるほど。そうすると、数字を比べていただく前提として、例えば19年当時の調査客体数と、23年、24年当時の調査客体数と、総括としては、最後は評価のペーパーにどう反映するかということだと思えるのですけれども、資料Cの4ページの(2)で「実施経費」ということで、今の資料とおおむね同じことが書かれているのですけれども、

これに調査件数についてのコラムを設けていただくとか、そういったようなことであれば、この43%削減できましたという数字の意味というか注釈として、そういったようなことをちょっと御検討いただけたらなと思いました。

それから、3点目は、例の回収率100%です。質の話として、結局、これをどういった意味合いで求めていらっしゃるかということだと思いますし、例えば廃業してしまった人からは得られないものについて、それを事業者の責めでもないですし、誰の責めでもないもので、それは除外して計算すれば100%になるのだらうとは思いますが、契約的に考えてみると、100%行かなかったことによって何がペナルティーとしてあるのですか。ペナルティーとは言わなくても、100%行かなかったことの効果として、複数年度の発注をしている中で、1年目の結果が出ましたと。100%行きませんでしたと。じゃ受託者に対して何か改善を求めるとか、報告を求めるとか、そういったようなことの意味合いで設けておられることなのか。この100%という数字の使い方によって、100%という数字を設定することのよしあしが変わってくるのだらうと思うのですね。特に、契約金額を減額するというような話になると結構シリアスだらうと思うのですね。これが発注者側が求めた業務要求水準だから、それに達してなければ、それに応じてお支払いするものも減らしますと。そこまでは多分ドラスティックにやるのはあんまりお見受けはしないのですけれども、そういう意味ではこの100%ということ、質を確保するというこの意味では物すごく力んだ数字だと思います。

○春日課長 私どもは、受託した業者を監視するための目標として定めているわけではなくて、これは統計の性格上で、いわゆる全数調査でございますので、例えば、調査範囲となっている河川に張りついている漁協さんあるいは民間の生産業者さんからは全て数字を積み上げないと、その河川の漁獲量が分かりませんので、そのようなこともあって全ての客体を調査していただいて、回収もできるだけしていただくということで100%という数字を私どもは設定させていただいております。

結果として、廃業とか、あとは、どうしても協力できないという、我々が調査客体に協力を依頼しても駄目というケースもありますので、そこが今の100%になってない数字として現れているわけですが、そこは今後の調査においては、民間企業の責めではないので、そこは除外をした上で、質としては、回収できる分は100%回収をして頂くということというふうにしていきたいと思っています。

○佐藤専門委員 多分、今御説明いただいた部分で、こうやって口頭でやりとりをしてみると、なるほどなと思うのですが、書面で例えば要求水準は100%回収ですと書かれていると、新規に参入する方がご覧になった場合、100%行かなかったときに何が起こるのだらうなという部分は不安要素だらうと思うのですね。かといって、公募の書類の中にあらかじめこれは努力目標ですなどというふうに書くのもちょっといかがかなと思います。ただ、100%というのが完璧ということを求めているというわけではないという部分、例えば廃業と民間事業者の責めに帰さないものについてはカウントしないならしないというようなこ

ともお書きいただくと何がしかは。

○春日課長 そうですね。そういうのは今後の実施要項とかそういったところでお示しすることはできるのではないかと考えております。

○石堂主査 私も、統計的な意味合いを保つためには100%でなければならんというのは分かるのですけれどもね。そうすると、調べる対象を決める基準が恐らくあるのだと思うのです。自分一人で釣った魚のことは全然関心がないはずなので、いわば漁業を業としてやっている業者を何かの線引きでこれを対象にやっていく、同じ調べ方をするから統計としての意味があるということだと思いのですね。

そうすると、そういうふうにした客体の中で、年度によって多少変わるけれども、0.5%くらい調べられないところがあるということは、どうせ100%調べられてないのですね。年度によってもそのパーセンテージは若干変わると。そうすると、ずっと年度を並べたときに、例えば漁獲量がこの年度は幾らで、この年度は幾らで、これは調査に基づくものと言っても、そのときに調べた相手が一定の基準で示した中身を全部は調べ切っていませんという前提の統計資料になるはずなのですね。そうすると、そんなにこだわる必要はないのかなという気もするし、それから、25年度は全数調査ということもちょっと引っかけられます。

○春日課長 これは調査範囲の河川及び湖沼が増えるということなんです。25年は漁業センサスの年になっていまして、漁業センサスというのは、漁協や漁業経営体全てを調査する年ですけれども、そういう統計の年に5年に一度なっているものですから、そのときは、我々、通常は50トン未満の漁獲量の小さな河川は対象外にしているのですが、この年は全ての河川及び湖沼について調査をするということで、客体数が増えるということになります。

○石堂主査 そうすると、5年ごとには全数調査のものが同じ条件でされると。そうでないときには、それ以外のものです。

○春日課長 それ以外の小さな河川を除いた主要河川及び湖沼で調査をするということですが、その主要河川及び湖沼ごとで見ますと、その中では全数調査になっているのですね。

○石堂主査 ただ、そういうふうにした客体をやって、目標を100%にして、だけど、100%を達成できた年度はないんだと考えていけば、しょせん100%の調査はできてない統計なんだということですよ。

○春日課長 そこは限界がやっぱりあるということなのです。

○石堂主査 しかも、どこかに100%であったことがあって、それと比較できる何かがあればということだと、調査対象のうち99.5%しかカバーできなかったから、0.5%分は推計で上乗せして100%とみなすと各年度比較できるかもしれないけれども、実際に調べることができた数字だけで統計だとやっていくとすると、各年度の基礎数値は違いますという統計になってしまっていると、そういうことなのではないですかね。

○春日課長 厳密に見ると、確かにそういう側面も。

○石堂主査 ですから、まさしくそこまで厳密さを求めないというのであれば、例えば99%でいいのかなど。

○春日課長 調査客体も、大きな漁協さんから、本当に数百キロ位しかとってない個人経営の方まで様々ですので、大きなところが抜けてしまうと、もちろんおっしゃるとおりで、そこは我々は絶対対象としてとらえます。

○石堂主査 私が言いたいのは、結局、一定の要件のところの活動状況を全部調べたいから目標を100%にしているんです。だけど、いまだかつて全部調べることができたことはないんですという前提に立てば、100%調べられた場合の方が異例な数字になってしまうわけです。そうすると、100%の目標で行くこと自体が論理矛盾ではないかという気がするのですね。ですから、逆に言うと、大きいところが抜けるとかというのは、これはもう分かる話ですからね。それは何とか防ぐしかないですけれども、比較的小さな漁協が1つ2つ調べを拒否しているというのは、それは当然あり得ることという世界であって、100%なんかではなくて、例えば客体の95%が回答したらいいものとしようと。ただ、ベスト50に入るようなところが抜けたときには、それはチェックだというようなことでいいのではないですかと言いたくなりますけれどもね。

○春日課長 我々としては、そこまではまだ割り切りはできてないです。

○石堂主査 今回、大きな反対がなければ、新プロセスに移行していくと思うのですけれども、そのときに、100%という目標を掲げるかどうか自体が1つ問題点として挙げてありますから、そのときに、突然の話で申しわけないけれども、そもそも農水省さんが求めているものは何なのかというところのいわば原点の確認だと思うのですね。要するに、100%一定範囲の内水面のお魚をどれだけとったかという本当の数字が欲しいんだということであれば、説得していても、100%に頑張っただけ近づけなければならないですね。今でも近い数字ではあるのですけれども、でも、今までもそうになってないんだよなということを考えれば、それでどこかに特に支障が出るということでもないし、要するに、大づかみとは言いませんけれども、大体このくらいだということがわかればいい調べなのではないですかという気もするのですね。

○春日課長 今回、拒否されているのは10件位ですけれども、調査客体数が2,500ある中で10客位体位でございますから、ほとんどの河川は全数調査ができていますね。これを例えば捕捉率90%で良いですと言ってしまうと、結構結果にも影響が出てくるのかなとは思っております。

○石堂主査 建前と言ったら言葉がよくないかもしれませんが、100%調べたいんだということは十分分かるのです。でも、現実にはそれは無理なんですねという中で、まさしく、ほぼこういう数字を農水省さんについては把握したいんだというのが大体どの辺りかなということをお検討いただくということだと思っております。6割、7割とは私も思いませんが、実際に頑張っても99.5とかという数字だというときに、例えばそれが99になったら何か非常に危機的なのか。こんな数字では役に立たないのだということでもな

いような気がするのですね。今まで100%を目標にやってきたから100%なのであってという世界でね。例えば、過去平成20年度くらいまでは100%で来たんですよ。

○春日課長 ええ、100%で来ていました。

○石堂主査 ずっと来ていたのですか。

○春日課長 我々、職員調査でやっているときには100%やっていました。ですので、我々はやっぱり100%を求めているのですけれども、どうしても民間調査に移行した段階で、今まで国がやっていた調査とはちょっと違うというニュアンスを持たれている調査客体も出てきていて、それで拒否という事態になっているのですけれども、こういう事態をできるだけ我々は避けたいのです。ですので、目標としてはやっぱり100%というのに我々はこだわっているところです。ただし、民間調査にもう移行していますので、どうしても拒否があつて駄目なのは、これは我々がお願いしても駄目であれば、これはやむを得ないという判断をしているということですね。

○石堂主査 分かりました。新プロセスに移行するときの課題の1つとして、目標値をどうするかという問題の中で、また、こういう考え方で農水省としてはこれで行きたいというのを最終的に出していただければと思います。

○春日課長 はい。ありがとうございます。

○佐藤専門委員 ちなみに、これを100%と弾くときに、数は調査客体の件数だけでやっていらっしゃるという理解ですけれども、先ほど御説明いただいた中で、例えば個人企業のものと法人企業のものと、調査客体同じ1件でも規模があるのだと思うのですね。

○春日課長 そうですね。

○佐藤専門委員 大きいところが抜けたら困るし、小さいところはしようがないかなというのも実態としてはおありになるのであれば、調査客体の属性に応じて、例えば前年度の漁獲量の実績が何トン以上あるところについては必ず100%調べてくれとか、そういった調査客体の属性の切り分けをやってくると、ひょっとしたら今の議論がもう少し前に進むのかなという気がいたしました。

○春日課長 ありがとうございます。

○石堂主査 それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何かございますか。

○事務局 先ほど、佐藤先生から、経費の比較のところ、調査客体数の話がありましたので、内閣府の評価（案）には、その客体数を入れる方向でちょっと検討をさせていただきます。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。